

2021年度後期NITE講座

特許微生物寄託制度について

2022年3月10日

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

バイオテクノロジーセンター（NBRC）

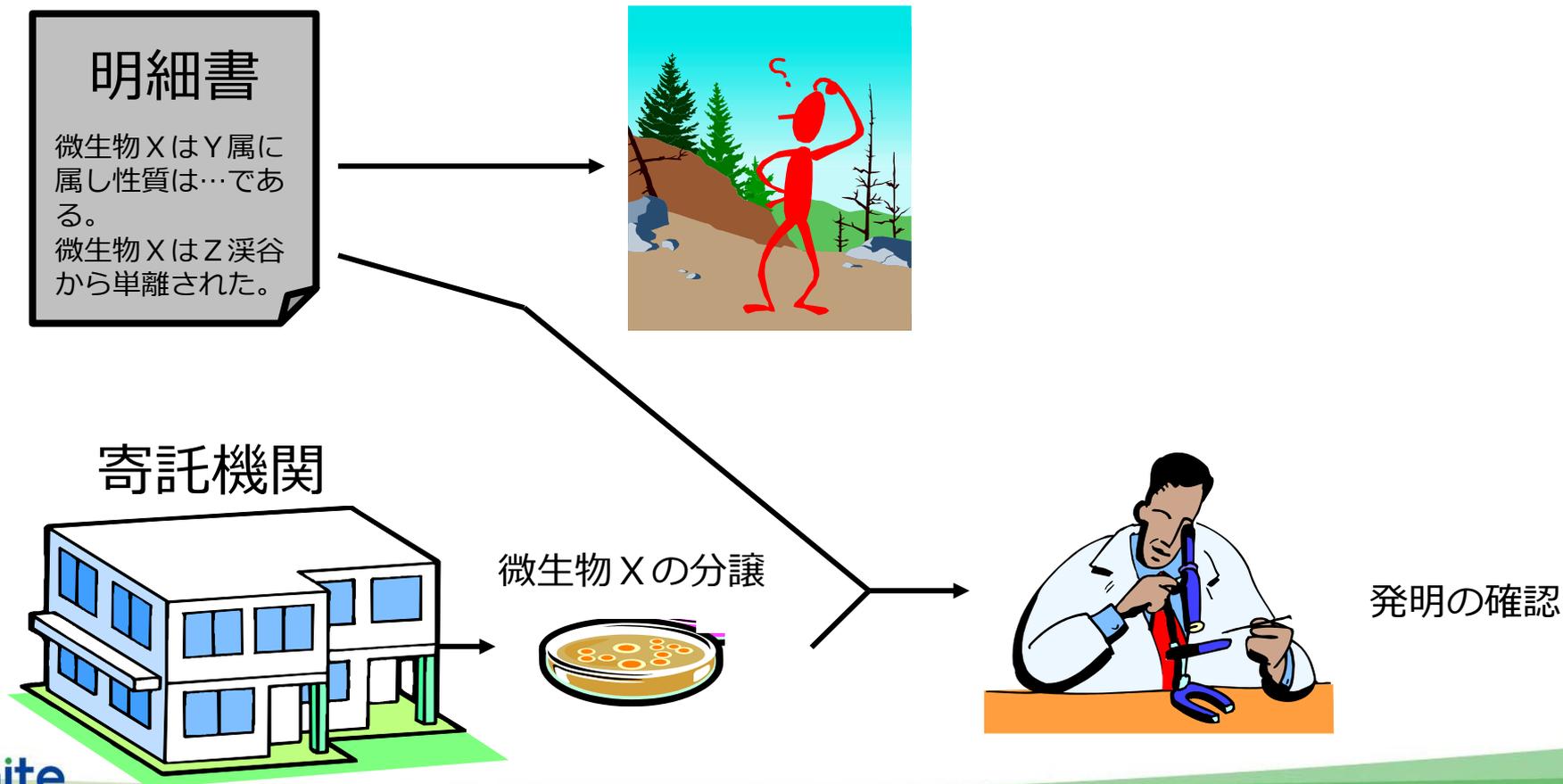
特許微生物寄託センター 黒岩 誠

目次

1. 微生物の特許寄託制度とは
2. 微生物の特許寄託制度の必要性
3. 寄託手続の概要
4. 分譲手続の概要
5. 一部様式の押印廃止について
6. 特許寄託に関する注意点
7. NPMDとIPODの紹介

1. 微生物の特許寄託制度とは

- 微生物関連発明に係る微生物を寄託機関に寄託し一定の条件下で分譲を可能とする制度



2. 微生物の特許寄託制度の必要性

☆微生物を使用した発明

- 微生物の特許寄託制度

- 微生物 (動・植物細胞等を含む) に係る発明を特許出願する際に、微生物を所定の機関に **寄託** する制度

- 寄託された微生物を、一定の条件下で第三者に **分譲** する制度

→ 寄託された微生物が分譲されることにより 第三者が発明を再現できる

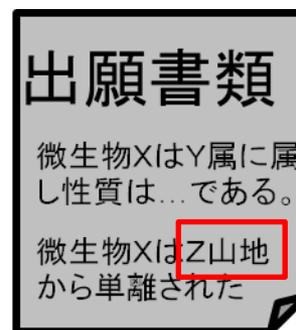
2. 微生物の特許寄託制度の必要性

☆微生物を使用した発明

- 微生物に係る発明においては、出願書類(明細書)の記載のみでは発明を再現できない場合がある
- なぜなら...

– 同じ特殊な微生物を、同じ場所から再発見することは困難

(容易に入手出来るものを除く)



– 微生物を、化合物から化学的に合成していくことは極めて困難

2. 微生物の特許寄託制度の必要性

☆ 関係法令等

- 特許法施行規則（国内寄託）

（昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号）

第27条の2（微生物の寄託）

微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、…その微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない。…

第27条の3（微生物の試料の分譲）

前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。…

- ブタペスト条約に基づく規則（国際寄託）

第7規則 受託証

7.1 受託証の交付

国際寄託当局は、寄託者に対し、…当該微生物を受領し及び当該微生物について受託したことを証する受託証を交付する

第11規則 試料の分譲

…

3. 寄託手続の概要

寄託

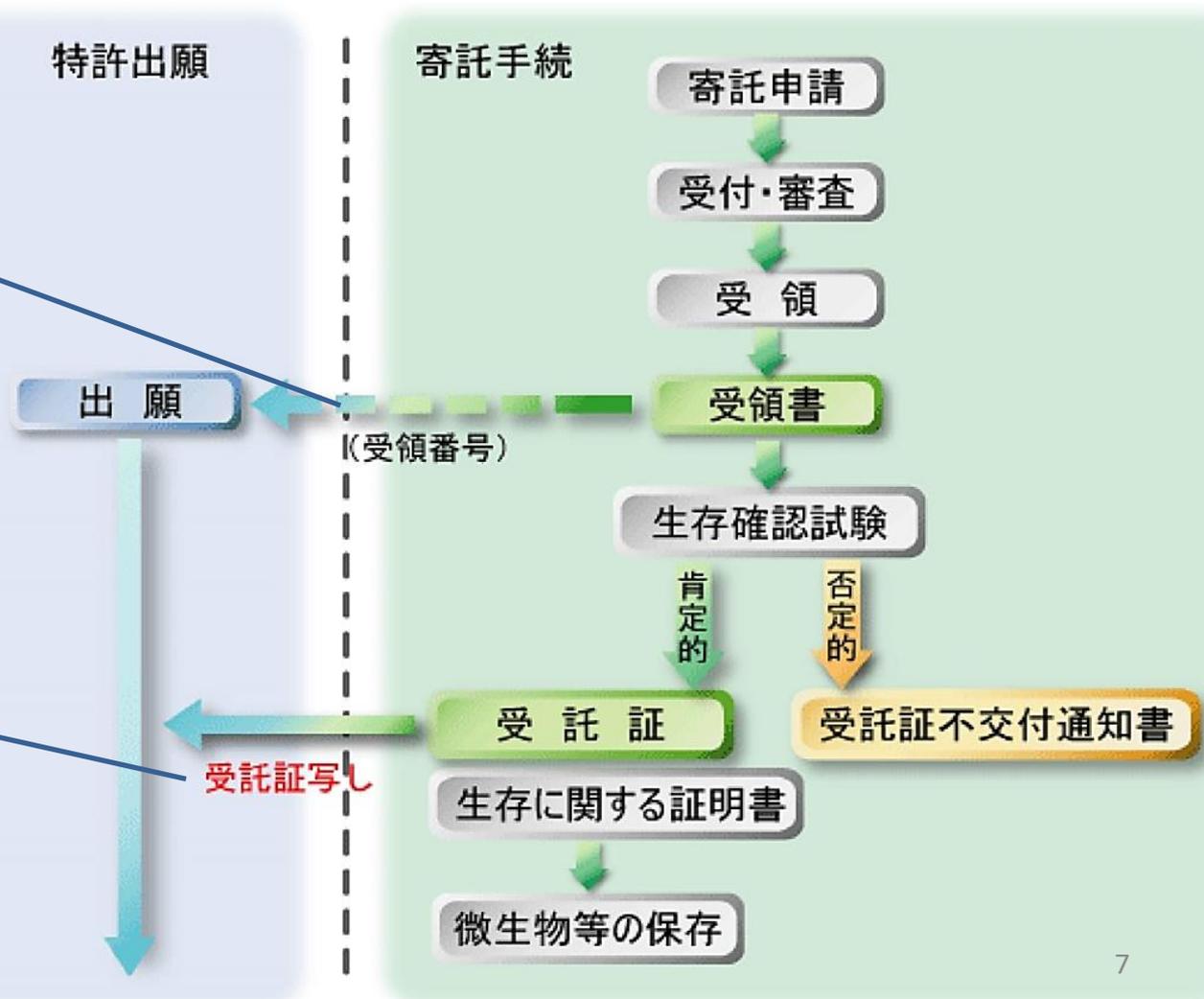
寄託の流れ

AP-, ABP-から始まる番号

P-, BP-から始まる番号

特許出願

寄託手続

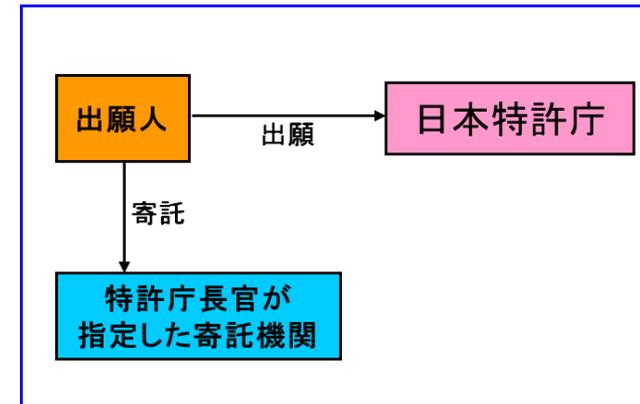


3. 寄託手続の概要

寄託

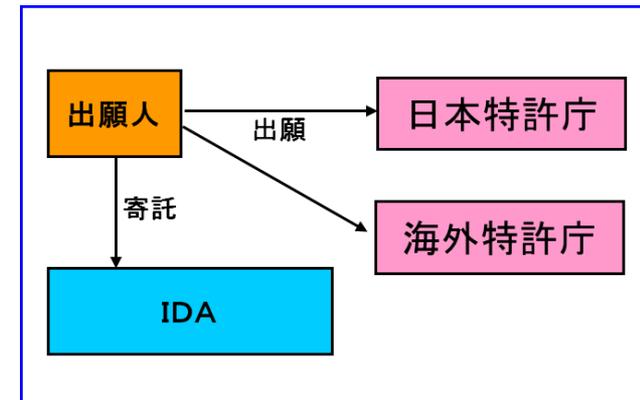
一 国内寄託

- 日本国内に特許出願をする場合に利用する制度
- 保管期間：1年（必要に応じて希望年数分継続・延長）



一 国際寄託

- **ブダペスト条約に基づく寄託制度**
- 外国（ブダペスト条約加盟国）へ特許出願する際に、国内の国際寄託当局（IDA）を利用できる制度
- 保管期間：少なくとも30年間



3. 寄託手続の概要（国際寄託）

• ブダペスト条約

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

- 1977年 ハンガリーのブダペストで作成
- 1980年 発効
- 世界知的所有権機関（WIPO）※1が管理
- 特許手続上、各国で必要とされる微生物の寄託に関し、各締結国がいずれかの国際寄託当局(IDA) ※2 に対する微生物の寄託の効果を自国の特許手続上認め合うこととして締結された。

※1 世界知的所有権機関（WIPO）

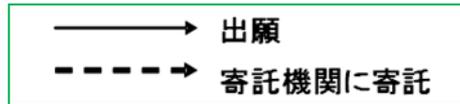
全世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とする国際連合の専門機関
1970年設立、本部：ジュネーブ、加盟国：150カ国以上

※2 国際寄託当局（IDA）

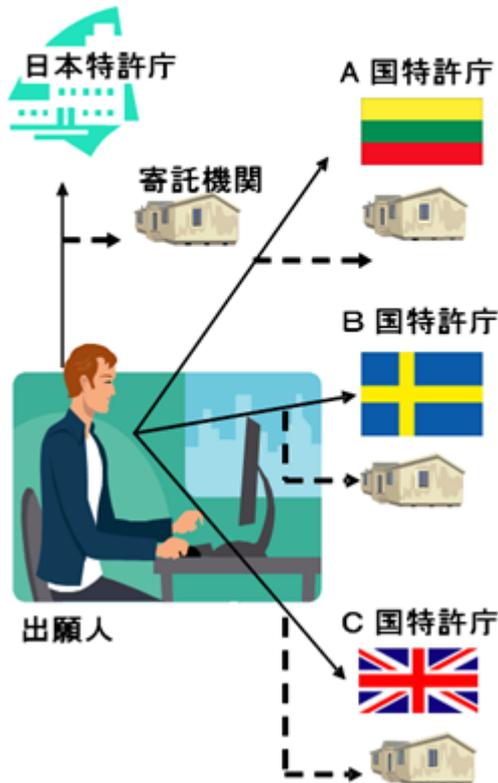
ブダペスト条約上の地位を獲得した機関 48機関（令和4年3月2日時点）
日本国内のIDA：NPMD、IPOD の2機関

3. 寄託手続の概要 (国際寄託)

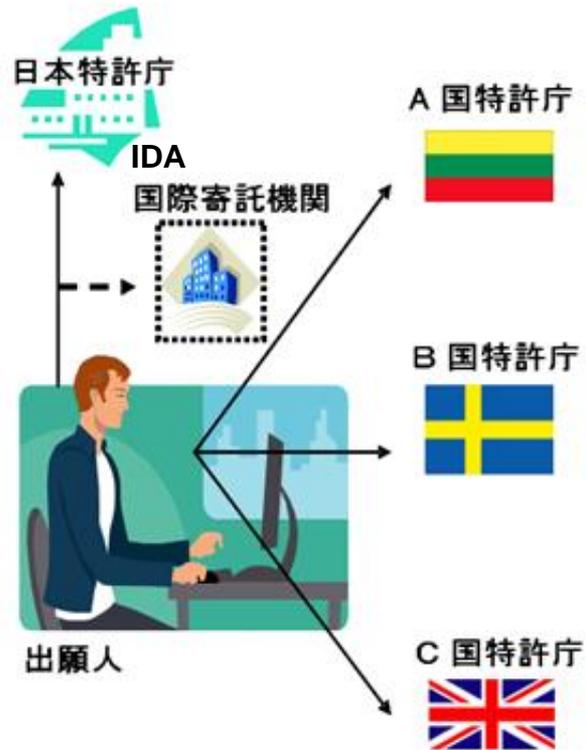
• ブダペスト条約



条約以前の国際寄託制度



条約による国際寄託制度



4. 分譲手続の概要

分譲

- 分譲制度
 - 寄託された微生物を、一定の条件下で第三者に分譲する制度

↓

- 分譲を受けることができる者

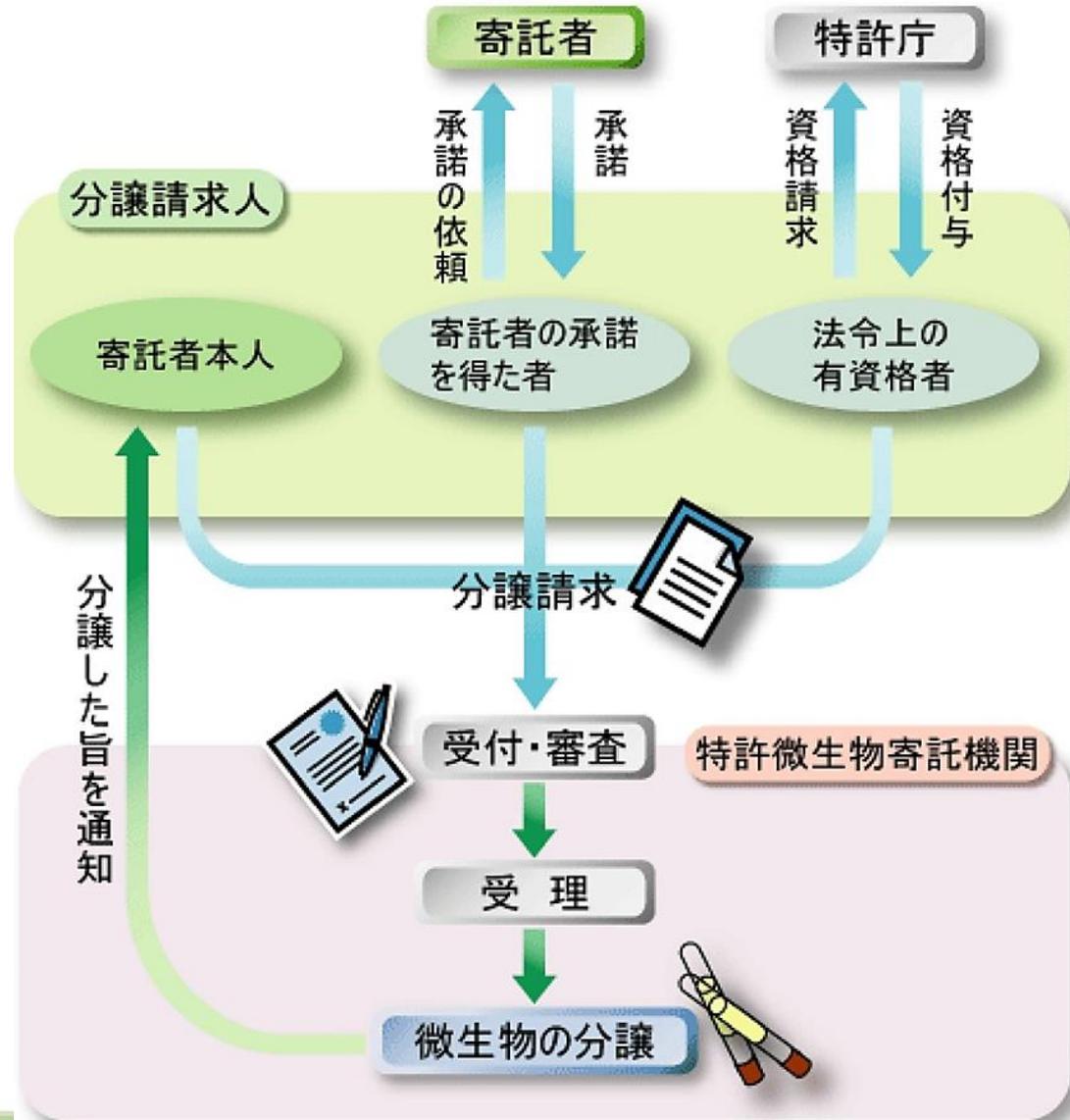
- ① 工業所有権庁 (特許庁)
- ② 寄託者からの承諾を得た者 (本人を含む)
- ③ 法令上の有資格者



4. 分譲手続の概要

分譲

分譲の流れ



4. 分譲手続の概要

分譲

- 法令上の有資格 とは

(例) 日本の場合 : 特許庁が判断

- 特許法施行規則第27条の3

- 利用目的 : 特許に関する“試験又は研究”の目的に限る
- 次のいずれかのケースに該当する
 - ① その微生物に係る発明の特許権の設定登録があったとき
 - ② その微生物に係る発明の特許出願人から警告を受けたとき
 - ③ 特許出願人が審査官から拒絶の通知等をされ、
それに対する意見書を作成するために必要なとき

→ 上記2項を満たす場合のみ、分譲が認められる

5. 一部様式の押印廃止について

- 令和3年10月1日より、一部の様式について、押印廃止とし、発送方法も郵送から電子メールでの送付に変更。
- 押印廃止に伴い、申請書等の様式も変更しています。
- 詳細は弊機構のバイオテクノロジーセンターHPに掲載されている令和3年9月28日のお知らせをご確認ください。

<https://www.nite.go.jp/nbrc/patent/information/stamp3.html>

6. 特許寄託に関する注意点

- 行うこと、行ってはいけないことが法令に規定
寄託・分譲手続き、問い合わせ・要望対応についての判断の誤りは、法令違反や寄託者・特許権者（又はその係争者）の権利毀損になる可能性あり
- 秘密の保持のため、以下のような問合せには答えることができません。
 - （問）論文に出ているYN-123株はありますか（特許寄託されていますか）？
（答）あります or ありません。 ← 違反
 - （問）論文に出ているYN-123の特許寄託番号を教えてください。
（答）NITE P-99999です。 ← 違反
 - （問）NITE P-88888株は入手可能ですか？
（答）可能です or 不可能です。 ← 違反
 - （問）連絡を取りたいので（分譲を受ける承認を得たいので）NITE P-88888株の寄託者を教えてください。
（答）寄託者は黒岩誠です。 ← 違反

（参考）

ブタペスト条約に基づく規則

9.2 秘密の保持 国際寄託当局は、微生物について、条約の下において当該国際寄託当局に寄託されたか否かを如何なる者に対しても漏らしてはならない。国際寄託当局は、更に、第 11 規則の規定に基づき微生物の試料を入手する資格を有する当局、自然人又は法人で同規則に定める条件と同一の条件に従うものを除くほか、如何なる者に対しても、条約の下において当該国際寄託当局に寄託された如何なる微生物に関する如何なる情報も与えてはならない。

6. 特許寄託に関する注意点

- 国内寄託の場合、いつでも寄託を取り下げられるが、国際寄託の場合、国際寄託は寄託（あるいは国際寄託への移管）から30年間、さらに最新の分譲請求の受領日から5年間は保管され、この期間中は取り下げができない。
- 寄託時に申請書に記載した寄託者名や連絡先等に変更があった場合は、速やかに所定の様式を用いて変更内容を連絡すること。
- 当初申請した寄託期間を延長し寄託を継続する際には、寄託期間が終了する前に、継続寄託申請書を提出すること。

7. NPMDとIPODの紹介

- NPMDとIPOD

- NPMD : 特許微生物寄託センター

- 平成16年 4月より、特許法施行規則第27条の2に基づく指定を受け、また、IDAの地位を取得し、特許微生物の寄託業務を開始

- IPOD : 特許生物寄託センター

- 昭和45年12月に特許微生物寄託機関として特許庁長官より指定され、昭和56年 5月にIDAの地位を取得
 - 平成24年度に国立研究開発法人産業技術総合研究所からNITEへ国際寄託当局の地位が継承され、特許微生物寄託業務についてはNITEに一元化

7. NPMDとIPODの紹介

分類	生物種	NPMD	IPOD
微生物等	細菌	○	×
	放線菌	○	×
	古細菌	○	×
	酵母	○	×
	糸状菌	○	×
	バクテリオファージ	○	×
	プラスミド	○	×
動物細胞等	動物細胞	○	×
	受精卵	○	×
植物等	植物	×	○
	藻類	×	○
	種子	×	○
	原生動物	×	○

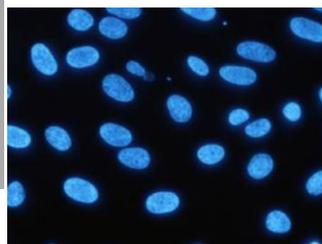
ただし、次のものは除く

- ◆ N I T E バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル(BSL) が3又は4の微生物
- ◆ 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)」第4条に規定する拡散防止措置のうち、P3,P3A 又はP3P の取扱いを必要とする遺伝子組換え生物
- ◆ それぞれの組成の説明及びそれらの存在を確認する少なくとも一の方法の説明が寄託申請書に記載されていない混合微生物

7. NPMDとIPODの紹介

- お問合せ先

	NPMD (国内寄託、国際寄託)	IPOD (国内寄託、国際寄託)
受託 番号	国際寄託 : NITE BP – ○○○○○○ 国内寄託 : NITE P – ○○○○○○	国際寄託 : FERM BP – ○○○○○○ 国内寄託 : FERM P – ○○○○○○
電話 番号	0438-20-5580	0438-20-5910
FAX 番号	0438-20-5581	0438-20-5911
E-mail	npmd@nite.go.jp	ipod@nite.go.jp



ご清聴ありがとうございました